

半田市地域居住支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する半田市地域居住支援事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対し、一定期間にわたり、訪問等による入居相談支援、安定した居住に向けた継続支援及びその他日常生活を送る上で必要と認められる支援を行うことで、要配慮者が安定した生活を営めるようにすることを目的とする。

(実施方法)

第3条 本事業の実施主体は半田市とする。ただし、本事業を適切に実施することができると認められる場合は、居住支援法人へ業務の一部又は全部を委託して実施するものとする。

(支援対象者)

第4条 要配慮者のうち、次の各号に該当する事業の利用者を除き、市長が支援を必要と認める者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく「自立生活援助」
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」

(支援期間)

第5条 支援対象者の支援については、入居前は支援開始月の翌月から概ね3か月の期間を目途とし、入居後は原則入居月の翌月から6か月を超えない範囲の期間とする。

(支援内容)

第6条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入居相談支援

- ア 訪問等による支援対象者の住まいに関する課題の把握及び解決に向けて必要な情報提供・助言
- イ 住居確保に向けた不動産仲介業者等への同行等の支援
- ウ 不動産仲介業者等への物件・家賃債務保証業者の斡旋依頼
- エ 入居契約手続き等の支援
- オ 不動産・住宅関係機関等との連絡調整等の支援
- カ その他支援対象者の入居に関するトラブル発生時の対応等の支援

(2) 安定した居住に向けた継続支援

- ア 訪問等による居宅における自立した日常生活を営む上での課題の把握及び既存の

制度・社会資源等の利用に向けて必要な情報提供・助言

イ 訪問等による定期的な見守り、ゴミ出し及び公共料金等の支払い状況の確認等の生活全般の支援

ウ 支援関係機関又はインフォーマルサービス等との連絡調整及び支援要請の支援

エ その他安定した居住に向けて必要となる支援

(3) その他日常生活を送る上で必要と認められる支援

居住支援法人等とのネットワークの構築又は居住支援に関する社会資源（公営住宅・空き家等）の開拓等、前各号を効果的に実施するために必要な支援

（役割）

第7条 事業目的を実現するため、半田市及び本事業を受託した居住支援法人（以下「受託者」という。）の役割は、次のとおりとする。

(1) 半田市

ア 支援対象者の決定

イ 受託者が実施した支援状況の進捗管理及び受託者と連携した支援の実施

ウ 受託者へ生活困窮者支援調整会議等の招集

エ 支援の終了の判断

(2) 受託者

ア 支援対象者の支援プランの作成

イ 支援プランに基づき半田市と連携した支援の実施

ウ 半田市の求めに応じた生活困窮者支援調整会議等への参画

エ 居住支援に関する社会資源（公営住宅・空き家・他施設等）の開拓等

オ 前条を効果的に実施するために必要な支援の提案

2 半田市及び受託者は、事業目的の実現に向けて前項に規定する役割分担を踏まえて、適宜、情報共有及び協議し、支援関係機関や支援関係者と連携して本事業に取り組むものとする。

（秘密の保持）

第8条 受託者は、本事業の実施において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、受託者の職員がその職を退いた場合も同様とする。

（委託料の請求及び実績報告）

第9条 受託者は、毎月、支援事業の実施状況について、地域居住支援事業活動実績報告書（様式第1）を作成し、地域居住支援事業委託料請求書（様式第2）とともに支援事業の実施月の翌月10日までに市に提出するものとする。

（委託料の支払）

第10条 市は、前条の規定により受託者から地域居住支援事業活動実績報告書及び地域居住支援事業委託料請求書の提出があったときは、その内容について審査し、適正であると認めるときは、請求書を受理した日より30日以内に、別表により算出した額を当

該請求に係る委託料として受託者に支払うものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項目		内容	費用（円） （税抜）	単位
1	会議への参加	市からの要請による生活困窮者自立支援調整会議等への参加	3,500	回
2	入居相談支援	訪問等による支援対象者の住まいに関する課題の把握及び課題に対する必要な情報提供・助言、支援対象者と同行による不動産仲介業者等への住居確保のための支援、不動産仲介業者等への物件・家賃債務保証業者の斡旋依頼、入居契約手続き等の支援、不動産・住宅関係機関等との連絡調整等の支援、その他支援対象者の入居に関するトラブル発生時の対応等	7,200	日
3	安定した居住に向けた継続支援	訪問等による居宅における自立した日常生活を営む上での課題の把握及び既存の制度・社会資源等の利用に向けた課題に対する必要な情報提供・助言、訪問等による定期的な見守り、ゴミ出し及び公共料金等の支払い状況の確認等の生活全般の支援、支援関係機関又はインフォーマルサービス等との連絡調整及び支援要請の実施、その他安定した居住に向けて必要となる支援	7,200	日

地域居住支援事業活動実績報告書（ 年 月分）

半田市長 殿

所在地
団体名
代表者名

地域居住支援事業の実施状況を、次のとおり報告します。

1 支援対象者一覧

No.	相談者 I D	支援対象者氏名	支援開始月	金額(円)

2 地域居住支援事業個別活動報告書 別紙のとおり

(別紙)

地域居住支援事業個別活動報告書（ 年 月分）

相談者 I D		氏 名	
---------	--	-----	--

日	曜日	会議参加	入居前支援内容	入居後支援内容	金額(円)

合計金額（円）	
---------	--

年 月 日

地域居住支援事業委託料請求書

半田市長 殿

請求者	住 所	
	名 称	
	代表者名	
	電話番号	

請求金額	円
------	---

内 訳	年 月分			
	No.	相談者 I D	支援対象者氏名	金額(円)

小 計	
消費税額	
合計金額	

上記のとおり請求します。

債権者番号	
-------	--

振込先	金融機関名	
	種 目	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	